

事務連絡

令和5年2月22日

各受入研究機関担当者 殿

日本学術振興会国際統括本部

国際企画部人物交流課

令和5（2023）年度外国人招へい研究者（長期、短期）における
中断による分割滞在の試行実施について

1. 概要

現行制度では、採用期間中は継続して日本に滞在することが必要であり、分割滞在は認められていません。やむを得ない事情により採用期間中に一時出国を行う場合であっても、採用期間は延長できず、一時出国に係る期間の滞在費は減額となります。

これを緩和し、被招へい研究者が、やむを得ない事情により希望する場合には、採用の中断及びそれに伴う採用期間の延長を可能とする弾力的運用を試行実施します。

令和6（2024）年度は試行結果の検証期間とするため、試行実施の予定はありません。令和7（2025）年度以降の取扱いについては、本試行実施後の検討を踏まえて変更となる可能性があります。

2. 目的

制度の柔軟性を高め、現行の既定制度（採用期間の短縮／採用期間中の一時出国／採用辞退）によらずに研究活動を推進するための一助とします。

3. 対象者

令和5年度外国人招へい研究者（長期、短期）の被招へい研究者。

4. 中断の期間及び回数

- ・ 中断期間は1日単位とし、中断回数は1回限りとします。中断期間の変更は可能ですが、中断期間を含む採用期間開始から終了までの期間が1年を超えることはできません。中断期間と採用期間（採用通知に記載された月数又は日数）の合計が1年を超える場合、採用期間の短縮が必要となります。
- ・ 中断を取得できる時期は、採用期間の下限（長期：2か月、短期：14日）経過以降とします。
- ・ 中断期間の日数分について採用期間終了日が繰り延べされます。
- ・ 中断に伴い出国する場合、中断期間には出国日及び再入国日を含むものとします。

(例1) 中断期間を含む採用期間開始から終了までの期間が1年間の場合：

採用期間：2023年4月1日～2024年1月31日(10か月)

中断期間：2023年6月1日～2023年7月30日(60日間)

※採用期間残り245日

採用期間再開日：2023年7月31日

採用期間終了日：2024年3月31日(2023年7月31日から245日目)

(例2) 中断期間を含む採用期間開始から終了までの期間が1年間を超えないよう、採用期間の短縮が必要な場合：

採用期間：2023年4月1日～2024年1月31日(10か月)

中断期間：2023年6月1日～2023年7月31日(61日間)

※採用期間残り245日

採用期間再開日：2023年8月1日

採用期間終了日：2024年3月31日(2024年4月1日(2023年8月1日から245日目)から1日短縮)

5. 支給経費の取扱い

- ・ 中断期間中は、日本国内外の所在を問わず、滞在費を支給しません。中断開始時点で支給済みの滞在費等は、採用再開まで適切に保管してください。
- ・ 中断期間中は、日本国内外の所在を問わず、海外旅行保険の対象とはなりません。
- ・ 学振は、中断及び中断に伴う出入国にかかる経費(航空券含む)を負担しません。
- ・ 中断によって復路航空券に追加費用が発生する場合は被招へい研究者の自己負担となります。なお、航空券の返還が必要となる場合には別途返還方法等を通知します。

6. 研究専念義務の免除等

中断期間中は、被招へい研究者の研究専念義務を免除します。但し、中断中であっても被招へい研究者の資格は有し、研究専念義務の免除を除き遵守事項等は免除されるものではありません。

7. 中断手続(様式の種類と提出期限)

(1) 採用中断を開始する場合

中断を希望する被招へい研究者は、必ず事前に受入研究者及び受入研究機関に連絡してください。原則として採用中断の開始を希望する日の1か月前までに、様式(試行措置(中断-1))「採用中断願」を記入し、受入研究機関を通じて学振に提出してください。

(2) 採用中断期間を変更する場合

既に承認された採用中断期間の変更を希望する被招へい研究者は、必ず事前に受入研究者及び受入研究機関に連絡をしてください。原則として中断期間の延長が開始される日の1か月前又は短縮された中断期間の終了日の1か月前までに、様式（試行措置（中断－2））「採用中断期間の変更願」を記入し、受入研究機関を通じて学振に提出してください。

（3）採用を再開する場合

既に承認されたとおり採用再開を希望する被招へい研究者は、必ず事前に受入研究者及び受入研究機関に連絡をしてください。原則として採用再開を希望する日の1か月前までに、様式（試行措置（中断－3））「採用期間再開届」を記入し、受入研究機関を通じて学振に提出してください。提出が遅くなった場合は、経費の支給も遅れる場合があります。また、提出なく採用期間終了期限（中断期間を含む採用期間開始から1年）を迎えた場合は、採用期間の短縮・終了とみなします。

8. 注意点

- ・ 中断は、学振がやむを得ないと判断する場合のみ認められます。
- ・ 申請時の研究計画と実施内容に著しい差異が生じる中断は認められません。
- ・ 出国する場合は、事前に「再入国の許可」を受けておくことが必要となる場合があります。事前に出入国在留管理庁にご確認ください。出入国に係る手続きに学振は関与しません。
- ・ 中断期間を含む採用期間開始から終了までの期間が上限1年を迎える前に、学振から期限通知等を行いませんので、受入研究機関において上限期日の日程を管理ください。中断後、再開せずに採用期間を短縮・終了する場合は、様式5「変更承認申請書」を提出してください。その際、支給済み経費の過払いが生じている場合は返還いただきます。返還手数料は学振は負担しません。なお、日本国外からの返還手続においては手数料が高額になる可能性があることをご承知おきください。
- ・ 本試行措置を利用せずに、採用期間の短縮や採用辞退をする場合は、その理由を尋ねる場合があります。